

令和2年(ワ)第26002号 損害賠償請求事件

原告ら (閲覧制限) 外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

### 被告第6準備書面

令和4年6月23日

東京地方裁判所民事第7部合議2係 御中

被告訴訟代理人弁護士 青 木 浩 文



同 弁護士 和 泉 宏 陽



#### 第1 原告第5準備書面でなされている求釈明に対する回答

##### 1 「2」について

「現浪区分が判明していない」との判断は、あくまでも第三者委員会が調査報告書(甲共2)の中で示しているものであり、被告が示しているものではない。したがって、「現浪区分が判明していないというのは、どういう状況を指すのか」との点について、被告は回答する立場にない。

##### 2 「3」について

(1) 本件エクセルファイル①は、第三者委員会がフォレンジック調査によって復元した資料であり、被告が作成したものではない。したがって、同ファイルにおける受験生の分類については不知と回答せざるを得ないが、少なくとも、被告大学は平成30年度入試において、受験者を「現役」「1浪」「2

浪」「3浪」「4浪以上」「大学卒」「大学院卒」「短大卒・大学中退・大学在学」「社会人（6か月以上の勤務経験）」「外国卒・大検・認定、通信卒、定時卒」の10個のカテゴリーに分類し、それぞれにつき、順に「0」から「9」までの整理番号を付して受験者の区分を行っている。

(2) 「現役」「1浪」「2浪」「3浪」「4浪以上」については、高等学校を卒業した年から数えて何年目の受験であるかを基準に分類を行っている。すなわち、被告大学受験時に高等学校に在学中（いわゆる「高校卒業見込」の状態）であれば、高等学校を卒業する年（0年目）での受験となるため「現役」に分類され、次の年（1年目）に受験すれば「1浪」、さらにその翌年（2年目）に受験すれば「2浪」というように順次分類される。また、例えば、高校入学前に2年間の海外留学などをしたことにより、高校卒業時に20歳となっているような者の場合、受験時に当該高等学校に在学していれば、高等学校卒業年（0年目）での受験となるため、その者の年齢にかかわらず「現役」に分類される。「1浪」ないし「4浪以上」についても、考え方は同様である。

(3) 「大学卒」、「大学院卒」、「短大卒・大学中退・大学在学」、「社会人」「外国卒・大検・認定、通信卒、定時卒」については、卒業後経過年数等が問題とされることはなく、それぞれの属性に該当しさえすれば、当該カテゴリーに分類される。したがって、例えば、高等学校卒業後、現役で他学部（4年生大学）に入学し、当該大学を留年等することなく卒業した年から数えて2年目に被告大学を受験した者の場合、単に「大学卒」として扱われることになる。この者が、高校卒業から6年目での受験であることを理由として「4浪以上」として扱われることはないし、また、大学卒業から2年目での受験であることを理由として「2浪」として扱われることもない。「大学院卒」等の他のカテゴリーについても、考え方は同様である。

3 「4」について

下記4記載の理由により、再集計を実施することは不可能である。

#### 4 「5」について

- (1) 【表4】（甲共2・48頁）に一致しない者の取扱いが不明であること
- 第三者委員会の調査報告書（甲共2・48頁）によると「平成30年度入試においては、①入学者の90%の点数（志願票・調査書の採点結果とされる点数。次の②についても同じ。）が、上記表4の点数と一致し、②現浪区分の判明した第2次試験受験者392名のうち、約86%の点数が、上記表4の点数と一致することが明らかとなった。」との見解が示されている。このことは、同年度入試の第2次試験受験者423名のうち、【表4】の点数と一致する者が337名（ $= 392 \text{名} \times 0.86$ ）に止まること、残余の86名（第2次試験受験者423名の約20%に相当する。）の点数が、【表4】の点数と一致していないことを意味している。

原告らの求める再集計作業を実施するにあたっては、【表4】記載の点数差を用いて補正を行う他ないが、同表の点数と一致しない約20%の受験者に対してまで、そのような補正を行うことが不適切であることはいうまでもない。再集計作業をなすにあたり、この約20%の受験者をどのように取り扱うべきかについては不明という他なく、そうである以上、再集計は不可能ということになる。

特に、原告2については、【表4】の「その他」に分類される者であることが原告ら代理人により期日にて明らかにされているところ、仮に、原告2が第三者委員会のいう「一律的な点数調整」を受けた者であるとすれば、原告2の「調査書等」の点数は【表4】の記載と一致した「-80点」となっていて然るべきであるが、実際の点数は「0.0」となっている（乙A1・12頁、12行目）。このことから、原告2は、【表4】の点数と一致しない約20%の受験者の1人である可能性が高く、かかる事情からも再集計を行うことは妥当ではないと思料する。

## (2) 小括

以上より、「4」記載の再集計を行うことは不可能である。

## 5 「6」について

下記6・(1)記載の理由により、再集計は不可能である。

## 6 「7」について

## (1) 「6」記載の方法による再集計が不可能である理由について

上記2・(2)記載のとおり、被告大学においては、高等学校を卒業した年から数えて何年目の受験であるかによって現浪区分を行っているため、受験者の年齢のみから現浪区分を特定することはできない。したがって、原告らが「6」にて示している方法による再集計を行うことは不可能である。

## (2) 「7」に記載されている再集計について

原告らは「7」において、「性別による再集計を行った後の平成30年度入試の「第2次試験成績一覧（成績順）」におけるR列「調査書等」欄に記載された点数を、T列「総合計」欄の点数から除外して、平成30年度入試の第2次試験受験者の総数423名の得点・順位を再集計」することを被告に求めている。

しかし、かかる再集計の方法によって得られるのは、全ての女子受験者に対して、男子受験者に比して、単純に80点分を優遇した結果に過ぎず、第三者委員会の指摘する現浪区分による「一律的な得点調整」の補正を目的とした検証方法としては不適切であると思料する。

以上